

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 9 月 29 日

佐倉市長 西田 三十五

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

佐倉ふるさと広場駐車場整備工事

(2) 事業場所

佐倉市角来・臼井田地先

(3) 履行期限

令和 9 年 3 月 15 日

(4) 事業の概要

別紙仕様書等のとおり

(5) 予定価格（消費税及び地方消費税の額を含みます。）

金 133,650,000 円 （入札書比較価格 121,500,000 円）

(6) 低入札調査基準価格の設定の有無

有：公表は開札後とします。

※9開札（5）落札者の決定方法をご覧ください。

(7) 入札の方法

ア 電子入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1回とします。

ウ 総合評価方式により落札者を決定します。

(8) 契約の種類

総額による契約とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

(1) この事業の公告日現在において、佐倉市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」といいます。）に登載されている方のうち、次の要件のすべてを満たしている方

ア 資格者名簿の登録部門に関する条件

「建設工事」部門

イ 資格者名簿の登録業種に関する条件

「ほ装」工事

ウ 資格者名簿の格付けに関する条件

「A」、「B」

エ 資格者名簿の登録地区に関する条件

「市内」、「準市内」、「県内」

オ 建設業の資格等に関する条件

上記 2（1）イの工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けている方。ただし、下請代金の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が 5,000 万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けている方

カ 配置技術者等に関する条件

1. 法令等に基づく技術者を適正に配置することができる方

2. 請負金額の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が 4,500 万円以上となる場合は、上記 2（1）イの工事業について、建設業法第 26 条第 2 項の監理技術者又は同条第 1 項の主任技術者（以下、「主任技術者等」という。）を専任で配置できる方。ただし、下請代金の総額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が 5,000 万円以上となる場合は、監理技術者を配置できる方。

なお、低入札調査基準価格を下回る契約については、請負金額にかかわらず主任技術者等の専任を求めます。

3. 建設業法第 26 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける主任技術者等の配置を行う場合は、以下の（1）から（10）の要件をすべて満たさなければならない。
なお、この場合においては、この事業用の「主任技術者等の専任現場の兼任又は営業所技術者等の専任現場の兼務を予定している場合の確認事項」を「誓約書及び実績等届出書」に添付して提出してください。

（1）現在履行中の建設工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事の場合は、2 億円未満）であること。

（2）現在履行中の建設工事現場と本工事における現場との距離が、同一の主任技術者等がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、移動時間が概ね 2 時間以内であること。

（3）下請次数が 3 を超えていないこと。

（4）主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該建設工事と同業種の建設工事に関する実務の経験を 1 年以上有する者に限る。）を配置すること。

（5）情報通信技術を利用する方法により、主任技術者等が施工体制を確認するための措置を講じていること。

（6）人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置き、かつ、営業所（常時建設工事の請負契約を締結する事務所）においても保存をしていること。

（7）工事現場の状況を主任技術者等が確認をするための情報通信機器を設置

し、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保していること。

(8) 主任技術者等が兼任する工事現場数は、本工事を含め 2件以内であること。

(9) 現在履行中の建設工事及び本工事において (1) から (8) の要件を満たすことができること。

(10) 低入札調査基準価格を下回る契約でないこと。

4. 建設業法第26条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置を行う場合は、以下の (1) から (9) の要件をすべて満たさなければならない。なお、この場合においては、この事業用の「監理技術者補佐の配置を予定している場合の確認事項」を「誓約書及び実績等届出書」に添付して提出してください。

(1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた一級施工管理技士補であって主任技術者要件を満たす者又は監理技術者要件を満たす者であること。

(3) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め 2件以内であること。（ただし、同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(5) 監理技術者が兼務できる工事は、佐倉市内の工事でなければならない。

(6) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 低入札調査基準価格を下回る契約でないこと。

5. 入札参加申請時に提出する「誓約書及び実績等届出書」に記載された配置予定技術者 1 名を、必ず当該工事に配置してください。ただし、病気等、真にやむを得ない事情により記載された配置予定技術者の配置が困難と認められる場合を除きます。

6. 上記の技術者は、適正な資格を有し、直接的かつ恒常的な雇用関係にある方をいいます。この場合、恒常的な雇用関係とは、入札参加申請日以前に 3か月以上の雇用関係にあることをいいます。このような技術者を正当な理由なく事業に従事させられない場合には、別に定める基準により入札参加資格の停止等の措置を受けることがあります。

キ 事業所確認調査実施要領（平成18年9月1日制定）第8条第2項の規定に該当していない方

(2) 上記(1)の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間において次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成4年5月1日制定)に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成11年11月25日制定)に基づく指名除外を受けている者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(3) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。

(4) 事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者決定基準

ア 価格以外の要素として技術力等を評価する項目は、下記のとおりです。

1. 企業の技術力

2. 地域貢献度・社会性

イ アの評価項目の詳細及び評価基準並びに配点は、別紙落札者決定基準表のとおりとします。

ウ 別紙落札者決定基準表のうち、「過去15年間の同種の公共工事の施工実績」及び「過去10年間の主任(監理)技術者としての同種の公共工事の施工実績」における同種とは、元請として受注し完了した舗装工事のうち、アスファルト舗装工とします。

同規模とは、アスファルト舗装工 A=9,700㎡とします。

エ 4(2)入札参加申請において、配置予定技術者を2名で届け出た場合、別紙落札者決定基準表中「配置予定技術者の能力」の評価にあたっては、「主任(監理)技術者の保有資格」と「過去10年間の主任(監理)技術者としての同種の公共工事の施工実績」の評価点の合計が低い者を評価対象といたします。

(2) 総合評価の方法

ア 価格その他の条件の評価の方法は、技術評価点と価格評価点とを加算して得られた評価値によります。

イ 技術評価点は、（１）イに定める別紙落札者決定基準表に基づき得られた点数とします。

ウ 価格評価点は、次の算式により求めた点数とします。

価格評価点＝ 100×（入札参加者の入札金額のうち最低金額（９（４）の無効となる入札を除く）／入札金額）

4 入札参加申請に関する事項

（１）入札参加申請の期間

令和 8 年 9 月 29 日（火）午前9時から

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後4時まで

ただし、午前零時から午前8時までを除きます。

（２）入札参加申請の方法

この事業用の「誓約書及び実績等届出書」に、必要事項を入力した電子ファイル及び上記 2（１）カの入札参加者に必要な資格等が確認できる書類を電子化したファイルを、電子入札システムの添付機能を利用して添付して、電子入札システムにより申請してください。

なお、配置予定技術者の届出については、2名まで可能ですが、上記 3（１）エにご注意ください。

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://chibaepportal.supercals.jp>

（３）資格確認結果の通知

ア 入札参加資格確認結果は、令和 8 年 10 月 8 日（木）午後4時までに電子入札システムにより通知します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、通知を送信された日の翌日から起算して3日以内（3日目が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日まで）に、文書により管理者に対して説明を求めることができます。

5 技術審査資料に関する事項

（１）提出資料

技術審査資料中「技術審査資料提出書（様式第 1 号）」（必須）、及び同様式中に示された資料（①～②）のうち、落札者決定基準に該当し審査対象となるものに係る資料（添付資料の詳細は様式第 3 号から様式第 8 号を参照）

（２）技術審査資料の提出期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）午前9時から

令和 8 年 10 月 14 日（水）午後4時まで

ただし、午前零時から午前8時までを除きます。

（３）技術審査資料の提出方法

ア （１）に定める提出資料を電子化したファイルを 1 つのファイルにまとめ、電子

入札システムの添付機能を利用して添付して、電子入札システムにより申請してください。

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://chibaeportal.supercals.jp>

イ 技術審査資料（様式第1号～第8号）以外の添付資料の提出が電子入札システムにより難しい場合には、提出期間内に限りファクシミリでの提出も可とします。

送付にあたっては、必ず佐倉市契約検査課への事前連絡をお願いします。

6 事業内容説明等に関する事項

（1）設計図書等を示す場所

「ちば電子調達システム」内の「入札情報サービス」

<https://chibaeportal.supercals.jp>

申請書等の作成説明会及び事業説明会はありません。

（2）設計図書等を示す期間

公告日の午前9時から開札日時まで

（3）設計図書等の入手方法

「ちば電子調達システム」の「入札情報サービス」で「工事・測量等」を選択し、「入札予定（公告）」ボタンをクリックして表示されたページにおいて、調達機関を「佐倉市」、調達区分を「工事」として検索し、該当案件の「表示」ボタンをクリックして表示された画面の「説明文書等」に保存されている電子ファイルをダウンロードしてください。

7 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、この公告の事業の事業説明書で指定する日時までに、この公告の事業の事業説明質問書をファクシミリ又は電子メールにより事業担当課に提出してください。

イ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名および質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。

ウ 回答は、質問者に対してファクシミリ又は電子メール（質問書と同様の方法）により行います。

エ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

8 入札

（1）入札書の提出期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）午前9時から

令和 8 年 10 月 21 日（水）午後4時まで

ただし、午前零時から午前8時までを除きます。

（2）入札書の提出方法

ア 電子入札システムにより、入札金額を入力してください。

イ 「入札金額内訳書」の電子ファイルを電子入札システムの添付機能を利用して添付してください。

ウ 入札金額と入札金額内訳書を電子入札システムにより提出してください。

(3) 入札金額

入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100の金額を入力してください。

(4) 入札金額内訳書

ア 入札金額内訳書には、入札日、商号又は名称、事業名称、事業場所を明記するとともに、入札金額の内訳及びその合計額（原則として、入札書の入札金額と一致するもの）を記載してください。なお、入札日は、実際に入札金額内訳書を送信する日を記載してください。

イ 入札金額内訳書の書式は、任意とします。参考書式に準じて作成してください。

(5) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第 6号）第131条第2項の規定により落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとします。

9 開札

(1) 開札の日時

令和 8 年 10 月 22 日（木） 午前 9 時 30 分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所1号館6階第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、公開して行います。

イ 紙入札参加者を認めている場合、入札執行者は、開札に先立ち、入札者の中から開札立会人を指名します。開札立会人は抽選により選定します。選定された開札立会人へは電話又は電子メールにより通知します。通知を受けた開札立会人はこれを辞退することができます。選定された開札立会人全員が辞退した場合には入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

ウ 入札金額内訳書の確認は、開札時に最高評価者についてのみ行います。ただし、入札執行者において必要と認める場合はこの限りではありません。

(4) 無効となる入札

ア 無効となる入札は、佐倉市入札約款第16条各号に定めるとおりとします。

なお、本事業は同条第 8号の規定による失格基準価格の設定があります。失格基準価格の公表は開札後とします。

イ 低入札価格調査制度実施要領第6条第6号 及び第7号の定めにより実施される事

情聴取に協力しない者がした入札は無効とします。ただし、同要領第11条第 4項の規定に該当する場合には辞退することができます。

ウ 「誓約書及び実績等届出書」に記載した配置予定技術者を、複数の工事の配置予定技術者として申請している場合において、他の工事を落札したことにより、当該技術者を配置できなくなった者がした入札は無効とします。

エ 定められた期日までに技術審査資料の提出がない者がした入札は無効となります。

オ 技術評価点が 0 点未満の入札参加者がした入札は無効とします。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、技術評価点の合計が 0 点未満でない方のうち、次の順に決定します。

1. 技術評価点に価格評価点を加算した評価値が最も高い者
2. 1 の該当者が二人以上いるときは、該当者のうち技術評価点に減点のない者
3. 2 の該当者が二人以上いるか、又は一人もいないときは、1 の該当者のうち入札金額の最も低い者
4. 3 の該当者が二人以上いるときは、その者にくじを引かせて決定する。

ただし、上記 1 (6) の低入札調査基準価格を下回る入札があった場合には、落札者の決定を保留し、調査、事情聴取を行った上、後日落札者を決定します。この結果、最低価格者であっても落札者とならない場合があります。

(6) 落札価格の決定

落札者の入札金額に、当該金額の100分の 10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てます。）をもって落札価格とします。

10 契約

(1) 契約書の作成

この公告の事業の契約に当たっては、契約書の作成を要します。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を要します。

ただし、低入札調査基準価格を下回る入札をした方が落札者となる場合には、契約金額の100分の30以上を要します。

(3) 前金払

有：契約金額の100分の40以内（10万円未満切捨て）

(4) 中間前金払い

有：契約金額の100分の20以内（10万円未満切捨て）

ただし、契約金額が500万円を下回った場合を除く。

(5) 部分払

無

(6) 特記事項

ア 本工事は、「佐倉市週休2日工事実施要領」に基づく週休2日工事とします。

イ 本工事の予定価格には、週休2日の取得に要する費用が計上されています。

ウ 本工事は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休以上（対象期間中の現場閉所率が28.5%以上の場合をいいます。）を達成できなかった場合は、「佐倉市週休2日工事実施要領」に基づき、請負代金額から経費の補正分を減額変更します。

エ その他週休2日工事の施工に当たっては、「佐倉市週休2日工事実施要領」の規定によります。

オ 上記9（5）に記載の調査、事情聴取において、週休2日工事を実施しないことが確認できた場合には、低入札価格調査制度実施要領に基づき失格となります。

11 留意事項

（1）システム障害等

ア 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがあります。

イ 入札参加者において、システム障害その他電子入札システムによる入札参加が困難な場合は、佐倉市電子入札システム運用基準第3章第5節「紙入札参加者」に定めるとおりとします。（詳細は、佐倉市契約検査課ホームページ「紙入札方式での参加について」をご参照ください。）

（2）提出された申請書等は、返却しません。なお、申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

（3）異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

（4）この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市電子入札システム運用基準及び佐倉市入札約款のとおりとします。

12 担当

（1）事業担当課

佐倉市都市部 公園緑地課

電話：043-484-4267

ファクシミリ：043-485-0108

メールアドレス：kouen@city.sakura.lg.jp

（2）入札執行担当課

佐倉市財政部 契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

「ちば電子調達システム」内の「電子入札システム」

<https://chibaepportal.supercals.jp>

落札者決定基準【特別簡易型】

区分	項目	細目	配点		対象区分	得点	適用項目
			区分計	細目別			
企業の技術力	企業の施工能力	過去15年間の同種の公共工事の施工実績【注1】【注2】【注3】	3	同規模以上の施工実績あり【注4】	3	○	
		同規模未満の施工実績あり【注5】		1			
		実績なし		0			
		過去3か年度の佐倉市(公営企業を含む。)発注工事(同業種に限る。)における工事成績評定の平均点【注6】	6	80点以上	6	○	
				78点以上80点未満	5		
				75点以上78点未満	4		
				72点以上75点未満	3		
				69点以上72点未満	2		
				65点以上69点未満	1		
				60点以上65点未満	0		
				60点未満	-4		
				該当なし	0		
		過去3か年度の佐倉市(公営企業を含む。)発注工事(請負金額500万円以上)における工事成績評定点【注6】【注7】	2	80点以上の成績評定点が2回以上	2	○	
				80点以上の成績評定点が1回	1		
				該当なし	0		
		佐倉市における過去2年間の事故及び不誠実な行為【注8】	0	該当なし	0	○	
				文書注意【注9】	-2		
				指名停止【注9】	-4		
	ISOマネジメントシステム等の取得状況 (1)ISO9001 (2)ISO14001又はエコアクション21	2	(1)(2)を両方取得している	2	○		
			(1)(2)のいずれかを取得している	1			
			取得していない	0			
	建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録	1	事業者IDを取得している	1	○		
			事業者IDを取得していない	0			
	過去15年間の佐倉市内での公共工事の施工実績【注1】【注3】	2	佐倉市(公営企業を含む。)発注工事の施工実績あり	2	○		
			その他の発注工事の施工実績あり	1			
			実績なし	0			
	地域への精通度	2	佐倉市内に本店がある【注10】	2	○		
			佐倉市内に支店等がある【注11】	1			
			その他	0			
	配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有資格【注12】	2	監理技術者となり得る国家資格者	2	○	
				主任技術者となり得る国家資格者	1		
				その他(実績)	0		
		過去10年間の主任(監理)技術者としての同種の公共工事の施工実績【注2】【注3】【注13】【注14】【注15】	5	同規模以上の施工実績あり【注4】	3	○ 按分 【注15】	
同規模未満の施工実績あり【注5】				1			
実績なし				0			
過去10年間の主任(監理)技術者としての同種の公共工事の施工実績【注2】【注3】【注13】【注14】【注15】	3	同規模以上の施工実績あり【注4】	3				
		同規模未満の施工実績あり【注5】	1				
		実績なし	0				
地域貢献度・社会性	地域貢献度	2	加入又は締結している	2	○		
			加入及び締結していない	0			
		3	出勤回数×0.5点(最大3点)		○		
			1	雇用あり		1	○
	1	雇用なし	0				
	社会性	3	3	5項目以上該当している	3	○	
				3項目から4項目該当している	2		
				1項目から2項目該当している	1		
該当なし				0			
合計			33				

- 注1 過去15年間とは、公告日の属する年度を除く直近の15カ年度に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注2 同種とは、当該工事と同一業種で同様な内容を有する工事をいい、入札公告で定める。
- 注3 公共工事の施工実績とは、国、地方公共団体、独立行政法人、公社その他これに類する法人が発注する工事を1回以上受注し、完了した実績をいう。また、共同企業体による施工実績は、当該業者が最大の出資比率の者である場合に該当するものとする。
- 注4 同規模以上とは、契約金額又は工事量が当該発注工事以上のものをいい、入札公告で定める。
- 注5 同規模未満とは、契約金額又は工事量が当該発注工事未満のものをいい、入札公告で定める。
- 注6 過去3カ年度とは、当該工事の入札公告日の属する年度を除く、直近の3カ年度とする。
- 注7 当該期間において、60点を下回る工事成績評定点があった場合又は佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条による指名停止措置を受けている場合には該当なしとする。
- 注8 過去2年間とは、公告日の属する年度を除く直近の2カ年度に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注9 文書注意とは、佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領第12条に定める文書による警告又は注意をいい、指名停止とは、同要領第2条に定める指名停止をいう。
- 注10 当該工事の入札公告日現在において、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者名簿の「建設工事」部門で登録地区が「市内」である者をいう。
- 注11 当該工事の入札公告日現在において、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格者名簿の「建設工事」部門で登録地区が「準市内」である者をいう。
- 注12 当該工事にかかる業種について保有する資格をいう。(参照:国土交通省ホームページにおける「監理技術者/主任技術者となり得る国家資格等一覧」) URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html
- 注13 過去10年間とは、公告日の属する年度を除く直近の10カ年度に当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。
- 注14 請負金額500万円以上の案件で、(一財)日本建設情報総合センターの工事実績情報システム(CORINS)に登録されているもののみ対象とする。
- 注15 監理技術者補佐の配置を予定する場合は、監理技術者の施工実績及び監理技術者補佐の施工実績を以下の式により計算します。
主任(監理)技術者の施工実績の得点×1/2+監理技術者補佐の施工実績の得点×1/2
- 注16 過去3カ年度とは、当該工事の入札公告日の属する年度を除く、直近の3カ年度とする。
- 注17 当該工事の入札公告日現在において、佐倉市消防団に加入している従業員の有無とする。
- 注18 当該工事の入札公告日現在において、満35歳未満の佐倉市内在住者で、建設業法で規定する監理技術者又は主任技術者になりうる資格要件を有する者を3か月以上直接的・恒常的に雇用している場合に該当とする。ただし、当該業者の役員は対象に含めないものとする。
- 注19 同一の従業員が2以上の項目に該当する場合は、1項目該当とする。
- 注20 当該工事の入札公告日現在において、常用雇用者数が100人以下の事業所は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出ている場合に該当とする。常用雇用者数が101人以上の事業所は、「くるみん」、「ブラチナくるみん」又は「トライくるみん」のいずれかを取得している場合に該当とする。
- 注21 当該工事の入札公告日現在において、常用雇用者数が100人以下の事業所は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局に届出ている場合に該当とする。常用雇用者数が101人以上の事業所は、「えるぼし」又は「ブラチナえるぼし」のいずれかを取得している場合に該当とする。
- 注22 当該工事の入札公告日現在において、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けている場合に該当とする。常用雇用者数が300人以下の事業所に限る。
- 注23 当該工事の入札公告日現在において、障害者の雇用状況報告義務がある事業者については法定雇用率を満たしている場合、障害者の雇用状況報告義務がない事業者については1人以上障害者を雇用している場合に該当とする。ただし、当該業者の役員は対象に含めないものとする。
- 注24 当該工事の入札公告日現在において、65歳以上の者を1人以上雇用している場合に該当とする。ただし、当該業者の役員は対象に含めないものとする。